

■災害廃棄物受け入れの流れと監視体制

宮古市の災害廃棄物放射性物質測定結果
(2月29日の職員現地視察で持ち帰った検体による検査)

- 放射性ヨウ素131 → 全て不検出
- 放射性セシウム134 → (5ベクレル/kg以下)
- 放射性セシウム137

※廃棄物を安全に再利用できるとされる国の基準は100ベクレル/kg以下とされています。

試験焼却時の焼却灰等の放射性物質濃度測定結果
(宮古市藤原地区の災害廃棄物を4月10日～12日に焼却)

- 3日間計約15トンの災害廃棄物を一般ごみとともに試験焼却(12%混入して焼却)
- 1号炉焼却灰433ベクレル/kg
 - 2号炉焼却灰513ベクレル/kg
 - ばいじん(飛灰)2,536ベクレル/kg
(放射性セシウム134と137の合計値を3日間で平均した数値)

※埋め立て作業員、周辺住民共に安全が確保される国の埋め立て基準は8,000ベクレル/kg以下です。

■試験焼却の結果

左記のとおり、国の安全基準を大幅に下回る結果となりました。(詳細は吾妻東部衛生施設組合ホームページをご覧ください。)



可燃ごみ処理施設

問い合わせ

吾妻東部衛生施設組合(吾妻東部衛生センター)
TEL 75-2099
ホームページ
<http://www.agatsumatoubueiseisenta.jp/>

※災害廃棄物受け入れに関する相談窓口を開設しています。



一般廃棄物最終処分場(内部)

宮古市から、感謝の手紙が寄せられました



この度は、災害廃棄物の広域処理におきまして、当市の災害廃棄物を受け入れていただき深く感謝申し上げます。

災害廃棄物の処理につきましては、可能な限り自分たちで処理したいと考えておりますが、発生した量が多量にも膨大なため、全てを自前で処理することは困難な状態でございます。

放射能の風評により広域処理が停滞する中、吾妻東部衛生組合様において災害廃棄物の処理をお引き受けいただいたことは、被災者のみならず宮古市民並びに宮古広域の住民が感謝しております。

全国各地からお寄せいただいた多くの励ましや救援物資、ご協力に支えられ、市民一人一人となって復旧・復興を進めております。

復興までには長い道のりとなりますが、この御恩を励みに復興への更なる一步を踏み出し邁進してまいりますので、今後ともお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

宮古市長 山本正徳

東日本大震災で発生した
災害廃棄物(がれき)の広域処理受け入れ
決定までの経過と皆さまへのお願い

■はじめに

このたびの東日本大震災により発生した災害廃棄物の広域処理については、新聞報道等が先行してしまいましたが、住民の皆さまをはじめ、関係する方々に大変心配をおかけし、不安を抱かせてしまいました。

その後は、組合議会や町村議会への説明、3町村計20回を数えた住民説明会を行い、安全性への疑問などご意見をいただきましたが、住民のみなさんの安全・安心を第一とすることで、少しずつご理解をいただけてきたところです。

また安全性の確認については、被災地から持ち帰った検体の分析検査、試験焼却の実施とそ

れに対する厳正な調査により、十分な安全性が確保できることが証明されました。

この結果を受け、災害廃棄物の受け入れについて決定し、具体的な作業を進めていきますが、それに先立ちこの場で今までの経過と安全性について、皆さまに報告させていただきます。

受け入れられる量は、被災地の災害廃棄物全体から見れば、ごくわずかにすぎません。しかし、困っている人がいれば助けたいという気持ちと、被災地の人に「がんばれ」と応援する気持ちから、受け入れを決定しました。どうかご理解いただき、ご協力ください。よろしくお願いします。

■これまでの経緯

- 1月24日 受け入れを前提に3町村が協議を開始すること基本合意(災害廃棄物の安全性及び住民理解が絶対条件)
- 1月25日 協議開始を記者発表(吾妻東部衛生センター会議室)
- 1月31日～2月20日 各町村議会、組合議会で経過説明
- 2月29日～3月1日 職員による被災地の現地視察(検体を持ち帰り、組合および県が分析検査を実施)安全性を確認
- 3月7日 組合議会へ検体の安全性報告、住民説明会の開催を決める
- 3月13日～4月6日 住民説明会開催(3町村15地区20回開催…計987人が参加)
- 3月17日 細野環境大臣を迎えた「東日本大震災災害廃棄物に関する安全調査結果および今後の方針説明会」開催(議会議員、行政区域長、団体等の長など248人が参加)
- 3月17日 吾妻東部衛生センター地区長、副地区長現地視察
- 3月18日 3町村長および町村議会議長現地視察
- 3月31日 組合議会で試験焼却を住民参加で実施を発表
- 4月4日 衛生センター地元住民アンケートで71%が賛成と判明
- 4月10日～12日 試験焼却実施(住民参加による空間線量測定)
- 4月14日 焼却灰の最終処分場搬入(住民参加による空間線量測定)
- 4月16日 3町村長による災害廃棄物受け入れに関する最終協議
- 4月17日 受け入れ決定記者発表(吾妻東部衛生センター会議室)



現地での災害廃棄物の様子(岩手県宮古市)

■質問と答え



4月10日の試験焼却初日の様子。報道陣に囲まれながら、住民による測定が行われました。

- Q なぜ災害廃棄物を受け入れる必要があるのですか?
- A 東日本大震災で発生した災害廃棄物は、2千万トンを超えているため、被災地だけで処理する場所と時間がかかり、早期復興の妨げになってしまいます。
- Q 災害廃棄物を焼却して、放射性物質が飛散しないのですか?
- A バグフィルターをはじめ、国の処理方針に適合した排ガス処理施設が備わっているため、大丈夫です。
- Q 焼却灰を埋め立てても大丈夫なのですか?
- A 最終処分場は、はじめから雨水を始めとした浸出水が漏れ出さないよう作られ、厳しく監視されているので大丈夫です。
- また埋め立て可能な基準値は8千ベクレル/kgですが、これは埋め立て作業をする作業員の安全基準です。一般には立ち入りできない場所ですので、住民の安全上問題はありませぬ。

農業集落排水・市町村設置型合併浄化槽への 早期のつなぎ込みのお願い

高山村では、水環境基盤の整備と公衆衛生の向上を目的に浄化槽整備および、農業集落排水施設へのつなぎ込みの推進を行っております。農業集落排水処理区域内において、まだ接続をされていない方は、早期のつなぎ込みのご検討をお願いいたします。併せて、浄化槽市町村整備推進事業で設置を行った浄化槽で未接

続の方についても、早期に接続していただきますようお願いいたします。

お問い合わせ先 高山村役場 農政課 上下水道係
☎63-2111 (内線51)

後期高齢者医療制度について

○保険証

後期高齢者医療に加入されている人の保険証の有効期限は7月31日(火)までとなっていますので、8月から使用する保険証は7月末に郵送します。また、新たに75歳になる人は誕生日から後期高齢者医療に加入となりますので、誕生日の2週間前に保険証を郵送します。保険証には、自己負担割合(1割、または現役並み所得の人は3割)が記載されています。診察を受けるときは、医療機関の窓口必ず提示してください。

○高額療養費

ひと月の医療費が高額になった場合には、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。初めて高額療養費該当になったときは、群馬県後期高齢者医療広域連合より高額療養費支給申請書が郵送されますので、必要事項を記入して住民課へ提出してください。

○減額認定証

診察を受けるときの自己負担限度額は、所得によって異なります。住民税課税世帯の人は、医療機関の窓口へ保険証のみを提示することで、同一医療機関での負担が自己負担限度額までとなります。また、住民税非課税世帯の人は、申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。この認定証を保険証と一緒に医療機関の窓口提示すると、同一医療機関での負担や食事代が所得に応じた自己負担限度額・標準負担額までとなります。

○人間ドック補助金

4月1日から来年の1月末日まで、人間ドックの補助金(20,000円)が受けられます。ドック受診後、住民課窓口にて申請してください。

必要なもの 通帳、印かん、領収書、ドック結果票

なお、村の健診を受けられる方は、人間ドックの補助金は受けられませんのでご注意ください。

○保険料

今年度の後期高齢者医療の保険料率は、昨年度より上昇しました。

所得割率 8.48%

均等割額 42,700円

※年間保険料は、均等割額+(総所得-33万円)×所得割率で計算し、上限は55万円です。所得が少ない人の軽減措置の割合は昨年度と変わりません。被用者保険の被扶養者であった人の軽減は、2年間の期限がなくなり3年以降も軽減されます。

○4月から仮徴収を開始

今年2月の保険料が年金から天引きされた人は、その額と同額が8月まで年金から仮徴収されます。

そのほかの人は本算定(7月)での今年度の保険料が確定後、7月より納付していただき年金から仮徴収されていた人は納めた額の残りをその後の納期で納付してください。

○年金天引きから口座振替に変更できます

保険料が年金から天引きされている人は、申請により口座振替に変更できます。ただし、口座振替で滞納した場合、年金からの天引きに戻ることがあります。

必要なもの 通帳、印かん

○交通事故にあったとき

交通事故などによって、けがや病気をして後期高齢者医療で治療を受けるときは、必ず住民課窓口へ届け出ましょう。交通事故などの医療費は、原則として加害者が過失に応じて負担すべきものです。届け出をしていただくことで、後期高齢者医療が一時的に医療費を立て替え、あとで加害者に請求することができます。

お問い合わせ 役場住民課 ☎63-2111 (内線63)

児童扶養手当のご案内

○受給資格

18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童のうち、次のいずれかにあてはまる児童を監護している父又は母、若しくは父又は母に代わってその児童を養育している場合に支給されます。いずれも国籍は問いません。

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父又は母が死亡した児童
- ③ 父又は母が重度の障害の状態にある児童
- ④ その他

○次の場合手当が支給されません

児童に関すること

- ① 日本国内に住所を有しない場合
- ② 父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受け取ることができる場合(※ただし、その全額につき支給が停止されている場合は除きます)
- ③ その他

父又は母、養育者に関すること

- ① 日本国内に住所を有しない場合
- ② 公的年金給付(老齢福祉年金以外)を受け取ることができる場合
※児童が公的年金給付の加算対象になっていない場合でも支給対象外となります。
ただし、その全額につき支給が停止されている場合は除きます。
- ③ 平成15年4月1日までに、手当の支給要件に該当してから5年を経過している場合(父を除く)

○手当額

児童が1人の場合 支給額…41,430円
(平成24年4月分から)

児童が2人の場合 支給額…46,430円
(2人目が5,000円の加算)

児童が3人以上の場合 1人につき3,000円加算
※所得額に応じて全部支給、一部支給、支給停止となります。

○手当の支払

手当は認定を受けると、認定請求をした月の翌月から支給され、4月、8月、12月の年3回、支払月の前月までの分が、受給者が指定した金融機関の口座に振り込まれます。

(例：4月期には12月、1月、2月、3月の4カ月分が支給されます。)

○平成20年4月からの支給制限について

平成20年4月から、手当受給から5年以上経過した者等(養育者を除く)について、手当額の2分の1が一部支給停止(減額)されることとなりました。ただし、次の適用除外事由に該当し届出を行った場合、一部支給停止(減額)とはなりません。

- ① 就業している場合や求職活動その他自立を図るための活動を行っている場合
- ② 一定の障害状態にある場合
- ③ 負傷・疾病等により就業困難な場合
- ④ 児童または親族の介護のため、就業困難な場合

特別児童扶養手当のご案内

○受給資格

手当を受けることができる人は、身体や精神に該当する障害のある児童を監護する父もしくは母(主に所得の多い人)または父母にかわって児童を養育している人です。

○次の場合手当が支給されません

- ① 父母・養育者及び児童が日本国内に住所を有しない場合
- ② 児童が障害を事由とする年金を受け取ることができる場合
- ③ 児童福祉法により児童福祉施設等(通所施設除

く)に入所している場合

○手当額

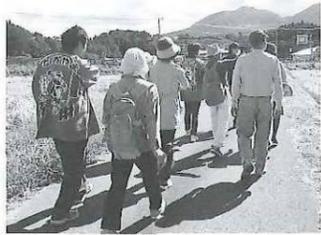
1級 支給額…50,400円(平成24年4月分から)

2級 支給額…33,570円(平成24年4月分から)

○手当の支払

手当は認定を受けると、認定請求をした月の翌月から支給され、4月、8月、11月の年3回、支払月の前月(11月は当月)までの分が、受給者が指定した金融機関の口座に振り込まれます。

(例：4月期には12月、1月、2月、3月の4カ月分が支給されます。)



仲間募集中

【お問い合わせ】
高山村ガイドボランティア事務局
役場地域振興課 小林
0279・26・7945
<http://takayamaguide.jugem.jp/>

現在、高山村ガイドボランティアでは、一緒に高山村について学び、ガイドとして活動する仲間を募集中です。月1回の組織内研修では高山村の歴史や文化を勉強しています。興味のある方は高山村ガイドボランティア事務局までご連絡下さい。☆
また活動の様子は「おらあ元氣だぜ」内のブログをご覧下さい。
高山村ガイドボランティアブログ
<http://takayamaguide.jugem.jp/>

高山村ガイドボランティア仲間募集中



◎花火協賛金のお申し込み
高山村役場 地域振興課まで
0279・26・2111
7月13日(金) 午後7時

「高山村ふるさと祭り」は、お盆にふるさとの高山村に帰って来られるご家族やお友達、村民皆様に夏の風物詩として親しまれ、今夏で32回目を迎えることになりました。
今年も皆様のお子さんの誕生や、成長のお祝い、金・銀婚式やご長寿のお祝い等の記念に花火大会にご協賛戴ければ大変ありがたいと思っております。
ご協賛戴いた方は、プログラムに氏名・コメントを掲載し、花火打ち上げの際に場内放送させていただきます。
ご協賛戴ける場合には、一口5千円より受付致しますので、お気軽に役場地域振興課へご連絡を戴ければ、こちらからお伺い致します。

高山村ふるさと祭り花火大会協賛金にご協力ください

日本に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、国籍や職業にかかわらず、必ず国民年金に加入する必要があります。

国民年金の任意加入について

国民年金保険料の納め忘れはありませんか？
国民年金の「第1号被保険者（農業や自営業者、学生など）」は、月額14,980円の保険料を納めなければなりません。
保険料を納め忘れて未納のままにしていると、将来受ける年金額が減額になってしまいます。万が一の事故などで障害者になったときの障害年金や、一家の支え手が亡くなったときの遺族年金が受けられなくなる場合があります。
納め忘れていた方は早めに納めましょう。
保険料の納付には口座振替の「早割」がお得で便利です。ぜひご利用ください。
これは、口座振替の指定日を納付期限より1カ月早めることで、1カ月当たりの保険料が50円割引になる制度です。また、一度手続きをすれば、その後は毎月の保険料が指定の預貯金口座から定期的に引き落とされるので、納め忘れの心配がありません。
この「早割」制度を希望される方は、①預貯金通帳、②預貯金通帳届出印、③基礎年金番号が分かるもの（年金手帳、国民年金保険料納付書など）を持参のうえ、金融機関または年金事務所へお申し出ください。

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

国民年金

口座振替の「早割」がお得で便利



金に加入します。また、次の人は申し出により、任意で国民年金に加入できます。

- 60歳から65歳未満の人で、老齢基礎年金を受け取るための資格期間（保険料納付済期間、保険料免除期間、学生納付特例期間及び若年者納付猶予期間を合計して25年以上）を満たさない人や、満額の老齢基礎年金を受けられない人
- 昭和40年4月1日以前に生まれた人で、老齢基礎年金を受け取るための資格期間を満たさない人（70歳になるまでの間で、老齢基礎年金を受け取るための資格期間を満たすまで加入できます）
- 及び②について、加入の手続き先は、市役所・町村役場の国民年金担当係です。

③ 海外に住んでいる20歳以上65歳未満の日本人
日本国内に親族などが住んでいる場合は、その人に協力者になってもらい、協力者を通じて、最後に在住していた市役所・町村役場の窓口で手続きを行います。
日本国内に協力者がいない場合は、次の窓口で本人が手続きを行います。
1、これから海外に転居する場合は、住所地の市役所・町村役場。
2、既に海外に居住している場合は、日本国内の最後の住所地を管轄する年金事務所。
3、本人が日本国内に住所を有したことがない場合は、千代田年金事務所。

くわしくは年金事務所にお問い合わせください。
・ 茨城県年金事務所 国民年金課 (0297-9-222・1607)

学校給食を食べてみませんか

給食を食べながら 考えましょう 語り合しましょう
子どもたちの食と健康を！ 学校と家庭そして地域で！

- 日時 平成24年6月28日(木) 12時から1時
 - 場所 高山小学校 1階 会議室
 - 費用 260円(当日集金します)
 - 申し込み 高山小学校 教頭(小倉)まで 電話(63-2001)でお申し込みください。
 - 締め切り 6月21日(木)まで ※先着20名とさせていただきます。
- ※事前に食材の準備をする都合上、欠席すると代わりの方の出席をお願いするか代金をいただくこととなりますがよろしくお願い致します。

お知らせ

1時から2時まで『校長室開放』を実施していますので、お気軽にお出かけください。



予定献立

- ・ ご飯 ・ 牛乳 ・ カレイの甘酢あんかけ
- ・ 梅おかか和え ・ 厚揚げの炒め煮
- ・ ももゼリー

今回の試食会のメニューは、メインにはカレイの唐揚げに甘酢っぱいあんをかけたカレイの甘酢あんかけ。副菜には野菜を梅とおかかと醤油で和えた梅おかか和え、厚揚げと野菜を炒め、調味料で煮詰めた厚揚げの炒め煮にしました。デザートは国産のももを使っているももゼリーです。みなさん、ぜひ足を運んでください。

優良自動車運転者表彰

吾妻交通安全協会高山支部では、優良自動車運転者表彰の募集を行います。

表彰の種類

- 旭日金冠章…運転免許を有し40年以上自動車（原動機付自転車を含む）の運転に従事し、その間交通事故・交通違反のない方で、既に金冠金章を受けている方です。
- 金冠金章…運転免許を有し30年以上自動車（原動機付自転車を含む）の運転に従事し、その間交通事故・交通違反のない方で、既に金冠銀章を受けている方です。
- 金冠銀章…運転免許を有し20年以上自動車（原動機付自転車を含む）の運転に従事し、その間交通事故・交通違反のない方で、既に金章を受けている方です。
- 金章…運転免許を有し15年以上自動車（原動機付自転車を含む）の運転に従事し、その間交通事故・交通違反のない方で、既に銀章又は昭和55年以前に銀章と同等の表彰を受けている方です。
- 銀章…運転免許を有し10年以上自動車（原動機付自転車を含む）の運転に従事し、その間交通事故・交通違反のない方で、既に銅章を受けている方です。また、過去に同種の県表彰を受けていない方です。
- 銅章…運転免許を有し5年以上自動車（原動機付自転車を含む）の運転に従事し、その間交通事故・交通違反のない方で、過去に地区表彰（銅賞）を受けていない方です。

なお、いずれの表彰も地区交通安全協会の会員であることが必要です。また、交通法令以外の法令違反のある場合、表彰から除外されることがあります。

表彰に該当する方は役場総務課にて申請手続きをお願いします。

無事故・無違反証明書申請費用は吾妻交通安全協会が負担します。また、表彰該当者は秋の全国交通安全運動期間中に行われる表彰式で表彰を行います。

表彰に必要なもの ・ 印鑑 ・ 免許証 ・ 安全協会会員証

募集期間 平成24年6月29日(金)まで



高齢者 しあわせドライブ2012

みんなで目指そう 無事故・無違反

参加者募集中!

高齢者しあわせドライブ2012とは…65歳以上の方を1人以上含む3人一組で期間中、安全運転の励行により無事故・無違反を目指すコンテストです。

目標を達成されたチームの中から抽選を行い、賞品(特産品詰め合わせ)をプレゼントします。

参加申込書は、役場 総務課にあります。

チャレンジ期間⇒ 平成24年8月1日(水)～12月31日(月)

参加対象 ⇒ ・県内に在住し、日常的に車やバイクを運転する3人1組
・チームに1人以上は平成24年8月1日現在、65歳以上の方を含むこと

参加費 ⇒ 無料
問い合わせ 役場 総務課 ☎63-2111

※切 ⇒ 平成24年7月13日(金)

減る脂～教室参加者募集

「おらが村」の高山かるたを歩いてみませんか。

○判形コース

日程 6月18日(月)

時間 10時

集合場所 なごみ駐車場

内容 なごみ駐車場↓ふれあいプラザ・高山かるた「く」

*ふれあいプラザで昼食「食事の食べ方を考えよう」

選択メニュー

①白身魚の青ネギ衣揚げ他

②豚肉の生姜焼き他

↓高山かるた「れ」「い」↓なごみ駐車場

参加対象 村民の方

参加費 500円

締め切り 6月13日(水)

選択メニュー①または②を選んでお申し込み下さい。

○本宿コース

日程 7月9日(月)

時間 10時

集合場所 本宿公民館駐車場

内容 本宿公民館駐車場↓高山かるた「ほ」「こ」「か」「む」↓本宿公民館駐車場

↓昼食

*扇屋食堂で昼食「自分にあつたご飯の量を選びましょう」

参加対象 村民の方

参加費 500円

締め切り 7月2日(月)

・運動のできる支度と靴、帽子等、甘い飲み物を用意してください。

・小雨決行。雨天の場合は雨具をお持ち下さい。

申し込み 保健福祉センター ☎63-1131

311